

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年6月2日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

3件

国民年金関係

3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501652号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600014号

## 第1 結論

昭和50年\*月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年\*月から昭和61年3月まで

私の亡くなった母親は、私が短大生だった20歳の頃に私の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納めてくれていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、請求者の母親及び弟と連番で払い出されており、請求者の被保険者資格の取得に係る処理日から、昭和61年5月頃に払い出されたと推認でき、請求者が所持する年金手帳の国民年金の記録のページには、被保険者となった日として昭和61年4月1日と記載されていることから、請求期間は未加入期間とされているため、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は、請求期間前から平成3年12月まで同一住所に居住していたことが戸籍の附票で確認できることから、請求者に対し、上記記号番号とは別の記号番号が払い出されていたとは考え難い上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記記号番号とは別の記号番号を確認することはできない。

そのほか、請求者の母親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501828号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600015号

## 第1 結論

昭和36年4月から昭和52年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正10年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和52年7月まで

私は、昭和32年か昭和33年頃に日経新聞で国民年金制度を知り、夫に頼んで国民年金の加入手続を行ってもらい、その当時、20歳(昭和16年\*月)まで遡って国民年金保険料を納付してもらった。その納付してもらった翌月に、市役所から納付書が送付されてきたので、それ以降は私が毎月自宅近くの郵便局で国民年金保険料を納付し、その後、数回転居はしているが、忘れずに国民年金保険料を納付していた。

今回の訂正請求で、夫が加入手続をしてくれた昭和32年か昭和33年頃は、まだ国民年金の加入手続を行うことや国民年金保険料を納付することはできなかったことを知ったが、そうであれば、せめて制度上、保険料を納付することができた期間だけでも調査の上、記録を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和32年か昭和33年頃に請求者の夫が国民年金の加入手続を行い、20歳まで遡って国民年金保険料を納付したと主張しているが、国民年金の適用事務が開始されたのは昭和35年10月であり、国民年金保険料の徴収が開始されたのは昭和36年4月である。

また、請求者は、国民年金保険料を遡って納付した月の翌月以降の国民年金保険料については、自身が納付書により自宅近くの郵便局で納付していたと主張しているが、請求者が請求期間当初から昭和46年4月まで居住していた市において、納付書制度が開始されたのは昭和45年7月であることから、それまでは国民年金保険料を郵便局で納付することはできなかった。

さらに、請求者は、昭和52年8月31日を資格取得日として国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが特殊台帳で確認でき、この頃に請求者に対して国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されているが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、上記記号番号とは別の記号番号を確認

することはできないことから、請求期間は任意加入適用期間の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600081号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600016号

## 第1 結論

昭和48年\*月から昭和53年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年\*月から昭和53年12月まで

私は、夫に勧められて、昭和53年に市役所支所で国民年金の加入手続を行った。そのとき、20歳まで遡って国民年金保険料を納付できることを知り、窓口で請求期間の納付書複数枚を手書きで作ってもらい、その納付書1枚分ずつの国民年金保険料を毎月遡って納付していた。請求期間が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下、「記号番号」という。)は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和56年3月または4月頃に払い出されたと推認でき、請求者が昭和53年3月から現在まで居住している市で作成された請求者に係る国民年金被保険者資格カードには、「作成年月日 56.04.28」と記載されているほか、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、上記記号番号とは別の記号番号を確認できないことから、請求者は昭和56年4月頃に初めて国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、昭和53年に国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付し始めたとする請求者の主張と符合しない。

また、請求者が国民年金の加入手続を行ったと考えられる昭和56年4月頃の時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

なお、昭和53年7月から昭和55年6月までは、第3回特例納付制度が実施されていたが、当時、請求者は、特例納付制度が実施されていたことは知らず、納付した保険料も通常の額であった旨述べていることから、請求者が特例納付制度を利用して請求期間の国民年金保険料を遡って納付したことはうかがえない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。